

令和四壬寅年諏訪大社御柱大祭実施に関するガイドライン

令和3年11月15日

諏訪大社上社御柱祭安全対策実行委員会
御柱祭下社三地区連絡会議

このガイドラインは、諏訪大社御柱大祭の実施判断のために策定する。

令和四壬寅年諏訪大社御柱大祭の実施に関して、御柱曳行及び御柱曳建てに関わる氏子の安心安全のため、また次回以降も御柱祭を継承できるように、新型コロナウイルス感染症の状況を把握し、県や市町村等の関係機関と協力して、新型コロナウイルス感染症対策を進め、今後講じるべき対策について、諏訪大社上社御柱祭安全対策実行委員会、下社三地区連絡会議としての準拠すべき統一的指針(ガイドライン)を示すものである。

なお、曳行路以外の箇所(観覧席等)については、各地区の行政、御柱祭実行委員会、観光協会等が別に定めるガイドラインに準ずるものとする。

(スケジュール)

1. 御柱大祭日程

山出し 上社 4/2(土)、3(日)、4(月)
下社 4/8(金)、9(土)、10(日)
里曳き 上社 5/3(火)、4(水)、5(木)
下社 5/14(土)、15(日)、16(月)

(基本的な感染防止対策)

2. 感染症対策の徹底

御柱祭は長野県の感染防止ガイドラインに準ずる。

＜参考:長野県の祭、花火大会、野外フェスティバル等についての留意事項＞

※地域で行われるお祭りや、限定的で参加者の把握が可能なもの

地域で行われる祭り等、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事であって、参加者がおおよそ把握できるものについては、人数制限が撤廃されていることに留意すること。また、引き続き適切な感染防止策(例えば、発熱や感冒症状がある者の参加自粛、三密回避、十分な人と人との間隔(1m)の確保、行事の前後における三密の生ずる交流の自粛、手指の消毒、マスクの着用等)を講ずるとともに、イベントを開催する前に、イベント参加者に対し厚生労働省から提供されている接触確認アプリ(COCoA)や各地域で取り組まれている接触確認アプリ活用の呼びかけや、感染拡大防止のためのイベント参加者の連絡先等の把握を行うこと。

＜御柱祭行事参加者＞

これを受けて御柱祭行事参加者については、

- (1) ワクチン接種を原則とし、未接種の方には抗原検査、72時間前までのPCRの検査結果が「陰性」であることとする。参加者名簿に確認欄を設けチェックする。
- (2) 参加者全員に2週間前から検温等の健康検査を実施する。また県外流行地との往来を避けるようにする。(別添の「健康・行動記録表」参照)
- (3) 各地区ごとに役員その他、曳子まで参加者名簿を作成し、参加者の把握を行う。
- (4) 本人や家族に直近の県外流行地移動履歴がある場合、体調不良の方がいた場合、

濃厚接触者が近くにいる場合、自主的に参加しない事とする。

- (5) 曳行中の飲食は役員、曳子共に禁止とする。(水分補給、昼食は除く)
- (6) 各行事終了後は直ちに解散し、全体での直会を実施しない。
- (7) 参加登録者以外の方が参加者に接触しないよう規制線を設け、距離を確保する。

<諏訪圏域以外から来訪されるお客様>

諏訪圏域以外から来訪されるお客様については、コロナ禍における特殊な状況において、新型コロナウイルス感染症による感染予防対策の徹底が困難であるとともに、地域の氏子が古来より続く伝統と歴史をもつ祭事を守り、継承できるようにするため、今回の諏訪大社御柱大祭のすべての祭事に関して、立ち入り及び観覧をご遠慮いただくよう、広く世間に要請する。

なお、観覧席の観覧客については、運営する御柱祭実行委員会及び観光協会などが別に定めるガイドラインに準ずるものとする。

<感染症対策チームの組織>

- ・感染症対策チームを設ける。
- ・感染症対策チームはコントロールドクターを顧問に迎え、その助言に基づき運営する。
- ・各行事前の感染症対策の確認、行事实施中における注意喚起を行う。

(判断基準)

3. 御柱大祭行事等の実施のための判断基準

御柱大祭の曳行及び祭事に係るすべての行事等については、行事等において感染者や濃厚接触者をできる限り生じさせないようにするため、マスクの常時着用、身体的距離を十分に確保、陽性者が発生した場合に濃厚接触者にかかる調査を円滑に実施(アプリのインストールや連絡先の確認を確実に行うなど)できるようにすることとし、前述の感染防止対策を徹底し、最大限の注意を払い判断することとする。

(1) 基本判断すべき内容

- ・判断は、新型コロナウイルス感染状況が全てである。
- ・基本の判断内容は、「長野県新型コロナウイルス感染症・感染警戒レベル」の感染警戒レベルにより判断し、御柱大祭は、諏訪地域の氏子の祭りの性格から、諏訪圏域の感染警戒レベルを使用することとする。ただし、全国的に有名な祭事であるため、国内及び県内の感染警戒レベルも考慮して、総合的に判断する。
- ・長野県のイベント開催の目安基準に基づくも、諏訪地域の氏子が曳行に参加するためのガイドラインとして設定するものとする。
- ・今現在ワクチン接種が感染拡大軽減の唯一の期待であり、その効果の状況も参考にする。

(ガイドラインの更新)

- ・本ガイドラインについては、新型コロナウイルス感染症の感染状況及び医療提供体制等を鑑み、随時変更できるものとする。

(ガイドラインの適用)

- ・本ガイドラインは、令和3年11月15日より適用とする。

御柱大祭に係る行事等の判断内容（下社）

令和3年11月15日
御柱祭下社三地区連絡会議

1. 木造り

- ・木造りは、山出しに先がけて行なわれる行為で、人数を最小限に絞り、マスク着用等の感染防止対策を徹底し実施判断をする。なお、その時点で、諏訪圏域の感染警戒レベルが4以上の場合には、木造りの日時、人数をより限定する。

2. 山出し

a. 曳行全般

- ・曳行は一番密になる場面であり、それぞれの状況に応じて対応を決める。
- ・曳行に支障のある場合は各柱の判断にて重機を使用して曳行する。
- ・県の定める感染警戒レベル4以上は曳行を中止し、他の方法で注連掛まで御柱を運ぶ。
- ・御柱運搬になった場合、木落しは行わない。

b. 御柱周囲の各係

- ・感染警戒レベル2以下の時は、本ガイドライン「2.感染症対策の徹底」に準じて曳行する。
- ・感染警戒レベル3の時は係の人員を制限してソーシャルディスタンスを取り曳行する。

c. 氏子

- ・感染警戒レベル2以下の時は、本ガイドライン「2.感染症対策の徹底」に準じて曳行する。
- ・感染警戒レベル3の時は、ソーシャルディスタンス確保の為、曳子の人数制限をする。

d. 木遣り

- ・木遣りはマウスシールドをつけることを義務づける。
- ・感染警戒レベル4以上では、神事の木遣りのみとする。

3. 木落とし坂、注連掛

- ・基本的に山出しに同じ

4. 里曳き

- ・基本的に山出しに同じ

5. 建御柱

- ・規制線の内について定め、外については観覧客の基準による。
- ・感染警戒レベル2以下の時はマスク着用のうえ、係のみの参加とする。
- ・感染警戒レベル3の時は係の人数を制限し、乗り手を半数にする。
- ・感染警戒レベル4以上では、建方作業員以外は乗せない。
- ・感染警戒レベル4以上では、木遣りは神事の木遣りのみとする。

（判断時期）

判断する時期

- ・新型コロナウイルス感染症の感染状況が日々変化しているとともに、新型コロナワクチン接種も進行中であるため、その効果を大きく期待する状況にあるが、令和4年4月の感染警戒レベルを推察し、年内とする。

* 以上の事柄をまとめて、ガイドライン別表下社版に表示する。

令和四壬寅年御柱ガイドライン別表（下社版）

令和3年11月15日
御柱祭下社三地区連絡会議

* 各行程共に、どの感染警戒レベルでも、基本的な感染防止対策を実施して参加する

行程	実施方法	参加者（役員）	参加者 氏子(曳行地区の住民))
木造り	感染警戒レベル2以下の場合、参加者は本ガイドライン「2.感染症対策の徹底」に準じて実施する。	木造り、元綱、追掛綱、梶子、他各係は、本ガイドライン「2.感染症対策の徹底」に準じて参加する 木遣りはマウスシールドを付ける。	氏子は、本ガイドライン「2.感染症対策の徹底」に準じて参加する
	感染警戒レベル3の時は、係、氏子の人数を制限にして、ソーシャルディスタンスを取り実施する。	各係共に、本ガイドライン「2.感染症対策の徹底」に準じて人数を絞り参加する。 木遣りはマウスシールドを付ける。	氏子は参加可能(マスク着用) 名簿提出で参加者を把握する
	感染警戒レベル4以上の場合、作業者をより限定し感染対策を講じ実施する	各係共に、本ガイドライン「2.感染症対策の徹底」に準じて人数を制限し実施する。 木遣りはマウスシールドを付ける。	氏子の参加不可
山出し	感染警戒レベル2以下の場合、参加者は本ガイドライン「2.感染症対策の徹底」に準じて曳行する。	役員(曳行者)は、本ガイドライン「2.感染症対策の徹底」に準じて曳行に参加する 木遣りはマウスシールドを付ける。	氏子(曳行者)は、本ガイドライン「2.感染症対策の徹底」に準じて曳行に参加する
	感染警戒レベル3の時は、係、氏子の人数を制限にして、ソーシャルディスタンスを取り曳行する。	役員(曳行者)はソーシャルディスタンス確保のため、人数の制限を行う。	氏子(曳行者)は人数を制限する。 名簿提出で参加者を把握する
	感染警戒レベル4の場合、車両等を使い係のみで運搬する。 木落は行わない。	係のみで運搬する。 木遣りは神事の木遣りのみとする。	氏子はマスク着用で観覧のみの参加とする。
里曳き	感染警戒レベル2以下の場合、参加者は本ガイドライン「2.感染症対策の徹底」に準じて曳行する。 山出しの時と同様とする	役員(曳行者)は、本ガイドライン「2.感染症対策の徹底」に準じて曳行に参加する 木遣りはマウスシールドを付ける。	氏子(曳行者)は、本ガイドライン「2.感染症対策の徹底」に準じて曳行に参加する
	感染警戒レベル3の時は、係、氏子の人数を制限にして、ソーシャルディスタンスを取り曳行する。	役員(曳行者)はソーシャルディスタンス確保のため、人数の制限を行う。	氏子(曳行者)は人数を制限する。 名簿提出で参加者を把握する
	感染警戒レベル4の場合、車両等を使い係のみで運搬する。	係のみで運搬する。 木遣りは神事の木遣りのみとする。	氏子はマスク着用で観覧のみの参加とする。
建御柱	感染警戒レベル2以下の場合、参加者はマスクを着用し実施する	規制線内においては、御柱曳行全係及び許可された氏子のみ参加。	氏子は規制線外でソーシャルディスタンスを取って観覧する(マスク着用)
	感染警戒レベル3以下の場合、氏子の人数制限を行い、参加者はマスクを着用し実施する。乗り手は半数にする	規制線内においては、御柱曳行全係で人数制限をする。木遣りは神事の木遣りのみとする。	氏子は規制線外でソーシャルディスタンスを取って観覧する(マスク着用)
	感染警戒レベル4以上の場合、通常建御柱は不可能と判断し、建方係のみで行う。	規制線内において作業に必要な最低限の御柱曳行係及び建方作業員のみで行う。木遣りは神事の木遣りのみとする。	氏子は規制線外でソーシャルディスタンスを取って観覧する(マスク着用)

行事等の名称：「 _____ 」

Ver1115

開催日：令和 年 月 日 ~ 月 日

感染症対策責任者 氏名	確認印

※ 注意事項 (下記1項の医師判断が不参加の場合、及び2項に該当する場合は本票の提出は不要です。)

1. 体に異常を感じた場合は速やかに医療機関を受診して必要な検査を受け、当該行事への参加の可否については医師の指示に従うこと。
2. 新型コロナ患者との、接触、濃厚接触があった場合は速やかに諏訪保健所に申し出ること。患者と接触があった場合は濃厚接触に限らず参加は不可とする。

氏名		電話番号		携帯		年齢	歳	地区名		区名		区	役職						
ワクチン接種の有無	有	無	製造メーカー名		接種回数	回	最終接種日		年	月	日								
ワクチン未接種の場合は記入	当日の抗原検査結果			製造メーカー名	72時間以内のPCR検査結果														
					14日前	13日前	12日前	11日前	10日前	9日前	8日前	7日前	6日前	5日前	4日前	3日前	2日前	1日前	当日
					/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	現地
<input type="checkbox"/> 体温 (°C)																			
<input type="checkbox"/> 咳(せき)・喉の痛み・鼻水など風邪の症状																			
<input type="checkbox"/> 息苦しさ・息切れ(呼吸苦)																			
<input type="checkbox"/> 味覚や臭覚の異常																			
<input type="checkbox"/> 体のだるさ(倦怠感)・疲れやすさ(易疲労感)等																			
<input type="checkbox"/> 関節痛・頭痛等																			
<input type="checkbox"/> 同居家族や身近な人での未受診・有症者(発熱、咳、味覚・嗅覚異常、関節痛等)の有無																			
<input type="checkbox"/> 本人の国外への滞在、並びに帰国後14日以内の人との接触の有無(あった場合は国名を記入)																			
<input type="checkbox"/> 家族以外との会食の有無(有の場合はその人数を記入)																			
<input type="checkbox"/> 県外への移動の有無(有の場合は県名を記入)																			
<input type="checkbox"/> 本人サイン 自署のこと																			

- 記載に関して
- 体温は計測値を記入のこと。健康状態は、有り(○)・無し(X)を記入のこと。
 - 各記入項目(会食の人数・移動先の県名等)については、当日時点の感染レベルに応じて「下社三地区連絡会議ガイドライン」の判断基準に基づき決める。
 - 健康調査票は実施日当日までの各自検温と当日現地における検温を済ませ、当該組織の「感染症対策責任者」に提出し「参加許可」を受けること。

本票の管理について ○ 本票については感染症対策責任者が管理・保管し、必要に応じて上社・下社の「感染症対策チーム」を通じて医療機関等に提供します。